

古文書を読む会学習記録

作成日 令和 元年 7月12日

開催日	令和 元年 7月11日	時 間	10:00~12:00
場 所	区民活動センター	受講者	15名
講 師	真田 雅行氏	作成者	山本 千鶴子
テーマ	第一学習 野嶋浦鈴木家文書 ⑱		
概 要	<p>○ 起請文前書 論争の当事者双方が立ち合い、在来通りの山川道谷野林田畑等の境界絵図を一枚作成し、その際誇ったり・口論しない事、また絵図作成者にも依怙最負はしない事。もし少しでも違背するならば神仏の罰が下るとの誓詞を鎮守の神前で記入し、神仏に誓って嘘・偽りは致しませんと誓うこと。 その場合争論当事者双方から3~4人ずつ出頭すること。 附（ついたり）：依怙最負して親類縁者に頼んだり、絵図作成の手間代を約束させ、礼物を食ったりしない事。</p> <p>○ 漁獵争論裁許絵図裏書（裁許地図の裏に書いてある文書） 武州久良岐郡野島浦百姓と総州因集郡富津村との漁場を巡る論争について、野島浦百姓は両村入会地で漁獵してきたのに富津村の者が獵船を押さえると訴えたのに対し、富津村の者は海上七里の船留場は富津村地附の獵場であり、尋問の結果請負證文や浦請の証言もある事より、結論として今後は海上七里の場では両村地附から三里ずつへは立ち入らず、その余は両村入会とする。 また、野島浦は非分の訴え出であり、庄屋を牢屋へ入れる。 以上により絵図には裏書・評定所の各奉行の印判を下し置くので遺失してはならぬ。 元禄 14 年辛巳五月 評定所の奉行 10 人の御印</p> <p>○ 穢多町離弾左衛門京図書 享保六年丑十二月二十二日 裁許之事 頼朝公裁許以来 善七とその縁者七人は弾左衛門の支配下に置かれていたが、寛永七年の座頭と弾座衛門争論により評議の結果、内容一部改訂した。 （穢多町離鎌倉之住人矢野藤原頼兼弾左衛門の下のものが記されている書付を読了したが都合により割愛）</p> <p>野嶋浦鈴木家文書は今日で終了、次回から磯子村の安室忠治家文書を学習。</p>		
次回予定	令和 元年 7月25日 10:00~12:00 於:区役所区民活動センターA、B 第二学習 北槎聞略(大黒屋光大夫漂流記録) ⑳		